

渋谷区長 殿
渋谷区教育委員会 殿

復 職 証 明 書

雇用主様記入

下記の者は、産前産後休暇・育児休業期間を終了し、復職していることを証明します。

住 所	渋谷区		
氏 名		生年月日	年 月 日
産前産後休暇期間	年 月 日	～	年 月 日
育児休業期間	年 月 日	～	年 月 日
復職日	年 月 日		
復職後の 勤務時間	正規の 勤務時間	週 日 勤務 (月 火 水 木 金 土 日) 勤務日に○を付けてください。	
		就労時間 時 分 ～ 時 分	
	短時間 勤務等	週 日 勤務 (月 火 水 木 金 土 日) 勤務日に○を付けてください。	
		就労時間 時 分 ～ 時 分	
変則勤務の場合 ()			
業務内容			
復職後の勤務地			
備考			

※ 育児時間や育児短時間勤務を利用されている場合は、必ず正規の勤務時間と短縮後の勤務時間の両方をご記入ください。

正規の勤務時間に育児短時間勤務の時間を記入されますと、再提出となります。

※ 復職後の勤務地が休業前と異なる場合は、「復職後の勤務地」の欄にもご記入ください。

※ 「就労時間」は、休憩時間を含む労働契約上の正規の勤務時間をご記入ください。

年 月 日

※ 復職証明書は復職後に記載してください。
年月日は、復職日以降の日付で記載してください。

【勤務先】 所在地

名 称

代表者

電 話 ()

記入担当者名 _____

※雇用主の方へ この証明書は、保育園等利用事務のために使用するものです。お手数ですが記入もれのないよう証明願います。

上記電話番号および記入担当者名あてに、不明な点についてご照会させていただくことがあります。

《保護者様記入欄》

【問い合わせ】 渋谷区 子ども家庭部 保育課 入園相談係 ☎03-3463-2492

保育園	<input type="checkbox"/> 申請中	ふりがな	
	こども園	<input type="checkbox"/> 在園中	児童名
生年月日			年 月 日生

本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

復職に関する確認事項

申込み時に提出していただいた「復職・復学に関する申立書」の内容は以下のとおりです。

期日までに復職証明書を提出できなかった場合または入園月中の児童の登園実績がない場合には、退園していただくことになります。

復職の上、必ず復職証明書を保育課入園相談係へご提出ください。

- ◆申込み時点で産休・育児休業取得中または入園月が産休・育児休業取得中にあたる場合
- ◆その他、本人の意思による休業・休学・休暇等を取得している場合

⇒保育所等の利用が内定した時は、育児休業等の休業・休暇期間または休学期間を終了（変更・短縮）し、入園月の月末までに復職・復学し、当区指定の復職証明書を復職した翌月の10日までに提出します。

- ◆入園月が出産予定月の前2か月から後2か月の5か月間にあたる場合

⇒①保育所等の利用が内定した時は、産後休暇後、直ちに復職・復学し、貴区指定の復職証明書を復職した月の翌月の10日までに提出します。
（基本指数は就労の指数を適用します）

⇒②生まれてくる子の育児休業を取得します。
（基本指数は出産の指数を適用します。）
申込して内定した子（出生前の申込児を含む）の育児休業はとれません。
この指数で上の子が内定した場合は、下の子の育児休業を取得しても在園することができます。

※復職とは、申込み時点の勤務先へ戻り就労することを意味します。**転職は復職に含みません。**勤務先や派遣元は変わらず、勤務地や派遣先のみ変更となる場合は復職とみなします。

★以下の場合は退園（内定取消）になります。

- ・入園した月に就労実績がない場合（有給休暇は就労実績になりません。）
- ・復職後の就労日数・時間が申込時と比較して大幅に下回っている場合

◎大幅に下回っている場合とは、

正規の勤務日数が減る（週5日勤務で申込みをした方が週4日で復職した）場合や、正規の就労時間が減る（1日8時間勤務で申込みをした方が1日7時間勤務で復職した）場合などです。

ただし、勤務先の育児時間の制度を取得する場合は、週4日・1日8時間以上または週5日・1日6時間以上のいずれかの就労であれば退園（内定取消）にはなりません。